

移住支援金(全国型)チェック表



【本人と世帯員】 ※次のすべてに該当

- 転入前の住民票が福井県外に2年以上
(大学等の在学期間を含む※町内者住民票移動不要)
※農林水産業の長期研修生を除く
- 転入後3ヶ月～1年3か月以内の申請
- 転入日が令和5年1月1日以降
- 高浜町に3年以上居住する
- 日本人または永住者等である
- 移住支援金(東京圏型)に該当しない

NO
→

YES
↓

【就業の場合】 ※次のすべてに該当

- 正規雇用
(週20時間以上の無期雇用契約、3か月以上勤務)
- 一時的な勤務地の変更ではない

【起業等の場合】 ※次のいずれかに該当

- 福井県の起業移住支援金(交付決定)
- 上記以外の起業・事業継承による開業
※既に起業している場合、会社役員を含む

※テレワーク勤務の場合、自己の意思で本町を生活拠点として移住元での業務を引き続き行うこと。
(正規雇用に限る)

NO
→

YES
↓

本人及び配偶者が40歳未満

NO
→

12歳以下の子と移住 ※小学6年生以下

NO
→

YES
↓

単身(1人)で移住

NO
→

世帯(2人以上)で移住

YES
↓

30万円
※Uターンで18-40歳未満の女性
は
40万円
※高浜中学校卒業証明等が必要です

50万円
※Uターンで18-40歳未満の女性世帯は
60万円
※高浜中学校卒業証明等が必要です

対象外

行政区へ入り
区の行事や奉仕活動に
積極的に協力すること
も条件となります。

想定される支給(例)

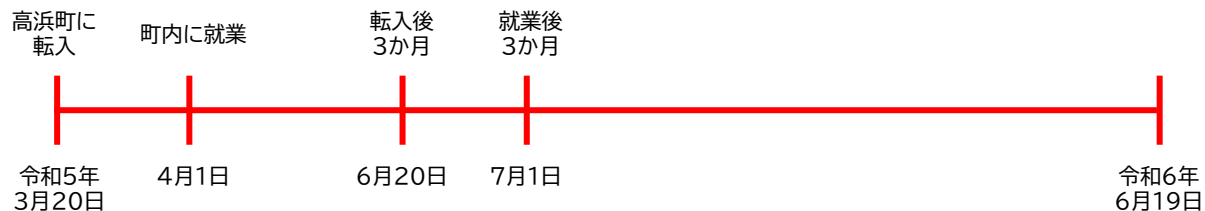
単身世帯

- ・大卒
- ・就職で高浜町へUターン



転入

22歳Uターン
正規雇用



給付額
40万円
(单身30万+
Uターンの女性10万)

若年夫婦世帯 ※申請者:夫

- ・結婚1年目
- ・夫婦ともに県外から転入



転入

28歳
正規雇用

28歳



給付額
50万円
(若年夫婦世帯)

子育て世帯 ※申請者:妻

- ・結婚10年目
- ・夫婦と子が県外から転入



転入

42歳 子1人 37歳Uターン
正規雇用 (小学生1年生) 正規雇用

※夫婦就業したまま



給付額
60万円
(子育て世帯50万
+Uターンの女性
10万)